

## 提出する前に必ずお読みください

### 更新申請用（前年度預貯金等基準額8割未満）

#### 【申請書・同意書・添付書類】

□申請には申請書及び同意書が必要となります。申請書及び同意書の記入漏れ、同意書の記名押印漏れ、押印は明瞭かご確認ください。なお、申請書の裏面が同意書となっております。

□利用者負担段階の判定において、平成28年8月から非課税年金（遺族年金と障害年金）の収入額を勘案することとされているので、申請の際に前年に受給した非課税年金の種別（裏面参照）の申告をお願いします。

□預貯金等に関する申告について、今年度は通帳等の写しは添付不要です。ただし、申請書の預貯金等に関する申告欄の各項目には必ずご記入ください。該当する額が0円の場合は、「0」とご記入ください。

対象となる資産及び負債の種類	記載する際の注意点
預貯金額 (普通・定期など)	通帳を記帳して、 <u>最新の口座残高と定期預金の残高</u> (定期預金がある場合)を確認して申請書にご記入ください。 ※通帳を紛失されている場合、ATMで発行される「ご利用明細」を確認して申請書の「預貯金額等」欄にご記入ください。
有価証券、投資信託	証券会社や銀行、信託銀行の口座名義、残高等の記載箇所を確認して申請書の「有価証券等(評価概算額)」欄にご記入ください。
金・銀(積立購入を含む)など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行等の口座名義、残高等の記載箇所を確認して、申請書の「有価証券等(評価概算額)」欄にご記入ください。
現金(いわゆるタンス預金)	申請書の「現金」欄にその額をご記入ください。
負債(借入金・住宅ローンなど)	借用証書など(借主、貸付額の記載があり、申請日時時点で残額が確認できる書類)を確認して申請書の「負債」欄にご記入ください。 ※預貯金額など資産の合計が基準額を超えている場合は、負債を差し引いて審査します。基準額を超えない場合は申告する必要はありません。

#### 【注意】

##### 配偶者のいる方

同一世帯か別世帯かに関わらず、配偶者の所得及び資産状況も支給要件に含まれます。申請書の預貯金等に関する申告欄には、本人と配偶者の預貯金額等の合計をご記入ください。なお、配偶者には婚姻届を提出していない事実婚も含みます。

疑義がある場合を除き、申告に基づいて審査します。ただし、虚偽の申告により不正に負担限度額認定証の交付を受け、特定入所者介護サービス費等を受けた場合には、介護保険法第22条第1項の規定に基づき、支給された額及び最大2倍の加算金を返還していただくことがあります。

提出する前に必ずお読みください

## 必ず預貯金等の申告に関する書類を提出してください

### 【申請書・同意書・添付書類】

更新申請（前年度預貯金等基準額8割以上）又は新規申請用

- 申請には申請書、同意書及び預貯金等の申告に関する書類が必要となります。申請書及び同意書の記入漏れ、同意書の押印漏れ、記名押印は明瞭かご確認ください。なお、申請書の裏面が同意書となっております。
- 利用者負担段階の判定において、平成28年8月から非課税年金（遺族年金と障害年金）の収入額を勘案することとされているので、申請の際に前年に受給した非課税年金の種別（裏面参照）の申告をお願いします。
- 預貯金等に関する申告について、下記の該当する書類を提出していただきます。申請書の預貯金等に関する申告欄の各項目には必ず記入し、必要書類を一緒に提出してください。

対象となる資産及び負債の種類	添付する際の注意点
預貯金額 (普通・定期など)	通帳・証書は必ず <u>最新の取引まで</u> 記帳してください。 口座名義(表紙を開き口座番号・名義等記載があるページ)、定期預金残高及び普通預金の <u>直近2か月分以上</u> の取引をコピーしてください。 ※年金の振込口座は必ず年金の振込(2回分)が確認できるページをコピーしてください。また、通帳サイズに切り取らずコピーした用紙サイズのまま添付してください。 ※ネット銀行等で通帳の発行がない場合でも、同様にコピーを添付してください。
有価証券、投資信託	証券会社や銀行、信託銀行の口座名義、残高等の記載箇所をコピーしてください。
金・銀(積立購入を含む)など、購入先の口座残高によって <u>時価評価額が容易に把握できる貴金属</u>	購入先の銀行等の口座名義、残高等の記載箇所をコピーしてください。
現金(いわゆるタンス預金)	申請書の「現金」欄にその額をご記入ください。
負債(借入金・住宅ローンなど)	借用証書など(借主、貸付額の記載があり、申請日時点で残額が確認できる書類)を確認してコピーしてください。 ※預貯金額など資産の合計が基準額を超えている場合は、負債を差し引いて審査します。基準額を超えない場合は申告する必要はありません。

### 【注意】

#### 配偶者のいる方

同一世帯か別世帯かに関わらず、配偶者の所得及び資産状況も支給要件に含まれます。申請書の預貯金等に関する申告欄には、本人と配偶者の預貯金額等の合計をご記入ください。なお、配偶者には婚姻届を提出していない事実婚も含みます。

疑義がある場合を除き、申告に基づいて審査します。ただし、虚偽の申告により不正に負担限度額認定証の交付を受け、特定入所者介護サービス費等を受けた場合には、介護保険法第22条第1項の規定に基づき、支給された額及び最大2倍の加算金を返還していただくことがあります。

【 対象となる非課税年金について 】

	対象年金	振込通知書等に出力される 年金種別の文言（例）
1	障害年金（共済）	障害
2	障害基礎年金	国民年金 障害基礎 ※障害厚生年金併給の場合、 国民年金・厚生年金 障害基礎厚生
3	障害基礎年金（障害福祉年金裁定替え分）	国民年金 障害基礎
4	障害基礎年金（短期）	国民年金 障害基礎
5	障害基礎年金（20歳前）	国民年金 障害基礎
6	障害厚生年金	厚生年金 障害厚生 ※障害基礎年金併給の場合、2と同様
7	国民年金障害年金	国民年金 障害
8	厚生年金保険障害年金	厚生年金 障害
9	船員保険障害年金	船員保険年金 障害
10	障害共済年金 障害共済年金（一元化法改正前の共済法の規定） 障害共済年金（一元化法附則第41条1項の規定） 障害共済年金（一元化法附則第65条1項の規定） 障害厚生年金（2号厚生），障害厚生年金（3号厚生） 障害厚生年金（4号厚生）	障害共済
11	遺族基礎年金	国民年金 遺族基礎 ※遺族厚生年金併給の場合、 国民年金・厚生年金 遺族基礎厚生
12	遺族基礎年金（短期）	国民年金 遺族基礎
13	遺族厚生年金	厚生年金 遺族厚生 ※遺族基礎年金併給の場合、11と同様
14	厚生年金保険遺族年金	厚生年金 遺族
15	厚生年金保険寡婦年金	厚生年金 寡婦
16	厚生年金保険通算遺族年金	厚生年金 通算遺族
17	船員保険遺族年金	船員保険年金 遺族
18	遺族共済年金 遺族共済年金（一元化法改正前の共済法の規定） 遺族共済年金（一元化法附則第41条1項の規定） 遺族共済年金（一元化法附則第65条1項の規定） 遺族厚生年金（2号厚生），遺族厚生年金（3号厚生） 遺族厚生年金（4号厚生）	遺族共済
19	遺族年金（共済）	遺族
20	通算遺族年金	通算遺族
21	厚生年金保険かん夫年金	厚生年金 かん夫
22	厚生年金保険遺児年金	厚生年金 遺児
23	厚生年金保険特例遺族年金（新法含む）	厚生年金 特例遺族
24	船員保険寡婦年金	船員保険年金 寡婦
25	船員保険遺児年金	船員保険年金 遺児
26	船員保険通算遺族年金	船員保険年金 通算遺族
27	船員保険特例遺族年金	船員保険年金 特例遺族
28	国民年金母子年金	国民年金 母子
29	国民年金準母子年金	国民年金 準母子
30	国民年金寡婦年金	国民年金 寡婦
31	国民年金遺児年金	国民年金 遺児
32	遺族基礎年金（母子福祉年金裁定替え分）	国民年金 遺族基礎
33	遺族基礎年金（準母子福祉年金裁定替え分）	国民年金 遺族基礎
34	寡婦年金	国民年金 寡婦